

福岡県公報

令和7年5月13日
第 594 号

目次

告 示（第303号－第306号）

- 包括外部監査契約の締結（監査委員事務局総務課）…………… 1
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園街路課）…………… 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 2

公 告

- 指定介護老人福祉施設の指定（介護保険課）…………… 2
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅計画課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 3

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局監査第一課）…………… 3

公安委員会

- 警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する
告示の一部を改正する告示（警察本部留置管理課）…………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続（警察本部交通規制課）…………… 6

告 示

福岡県告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のように告示する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 諏訪原 功一郎
- (2) 住所 福岡市東区香椎照葉二丁目3番77号

2 契約の期間の始期

令和7年4月10日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に精算払とする。ただし、必要があると認めるときは契約の定めるところにより概算払をすることができる。

福岡県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉市杷木松末1170番先から 朝倉市杷木松末12番1先まで	15.6 ～ 38.3	120.0
			後	朝倉市杷木松末1000番1先から 朝倉市杷木松末1177番1先まで	10.0 ～ 38.3	803.6

福岡県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和2年12月4日福岡県告示第909号福岡都市計画道路事業3・5・1－80号吉塚松崎線の事業計画の

変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・5・1-80号 吉塚松崎線

3 事業施行期間

平成27年1月16日から令和16年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和6年10月福岡県告示第655号北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年9月6日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指 定年月日
介護福祉施設サービス	4073302095	特別養護老人ホーム サミック宗像 宗像市田野1285番地8	社会福祉法人サミック	令和7年5月1日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社小田コーポレーション	行橋市中央一丁目3-5	行橋市中央一丁目3-5	令和7年4月21日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字南原字六田1699番1、1699番6、1699番10から1699番19まで、
1699番23から1699番29まで及び1699番32から1699番36まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町富久町一丁目3番地の3

松竜産業株式会社

代表取締役 松田 正勝

監査委員

監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和7年3月24日6監総第1395号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月13日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

福岡公委発第526号
令和7年4月3日

福岡県監査委員	塩川正一殿
同	世利洋介殿
同	森行一殿
同	原中誠志殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
久留米警察署	履行延期の申請により分割で納付させることが決定した債権について、納期が到来した月ごとに調定し、納入通知書を発付すべきところ、これを行っていないかった。	本件の原因は、分割で納付させることが決定した債権について、各納期ごとに調定しなければならぬとの認識がなかったこと、また制度所管課に対し、事前に照会・確認を行わなかったことによる。 今後は、同種事案を防止するため、調定に係る関係法令等の知識を習得させるとともに、手続が判然としない場合は、制度所管課へ確認し、適正な手続の履行を徹底させることとした。 さらに、警察本部から、本件や同種事案の再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底を図った。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	証紙収入（道路使用手数料）について、根拠書類の一部である道路使用許可申請書控が確認できなかった。（3件） この3件を含む、道路使用許可申請書控50件を綴じたファイル1冊が所在不明となっていた。	本件の原因は、当該ファイルを使用した職員が、ファイル使用後に執務室内の所定のキャビネットに戻していなかったこと、及び文書廃棄を担当した職員が、廃棄文書を梱包する際に、複数人での確認を行っていないかったため、継続して保存すべき当該ファイルの混入に気付かず、文書廃棄時に誤って廃棄したことによる。 今後は、ファイル情報を文書管理システムに確実に登録させることで、分冊数等が表示された背表紙を出力し、廃棄年度ごとに背表紙の色分けを行った上で、ファイルに貼付させることとした。 また、使用したファイルの所定場所への返却を徹底させ、上司に文書の保管状況を適宜目視確認させることとした。 文書廃棄時は、文書管理システムから出力した廃棄対象文書一覧と現物の突合作業を複数人で行うとともに、上司による廃棄文書の目視確認を徹底させることとした。 さらに、執務資料等を用いて、上司による公文書の取扱いに関する教養を行い、職員に対し公文書の重要性について周知徹底させることとした。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第136号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する告示（昭和35年7月福岡県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年5月13日

福岡県公安委員会

「1,236円」を「1,256円」に、「408円」を「414円」に、「414円」を「421円」に、「500円」を「510円」に改める。

福岡県公安委員会告示第137号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年5月13日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和7年4月24日から同年5月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通規制課に備え置く。